

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年1月30日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、平成元年3月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、事務機器販売等の営業職として業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、会社のトイレ内で倒れているところを発見されC医療機関に搬送されたが、同日午前10時過ぎ、同医療機関で死亡が確認された。死体検案書には、直接死因「心疾患疑い」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年9月11日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者に発症した疾病及び死亡が業務上の事由によるものであるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病名及びその発症時期

被災者は、死亡経過等に照らし、決定書理由に説示するとおり、○年○月○日の朝、急性心筋梗塞による急性心停止（以下「本件疾病」という。）により死亡したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む虚血性心疾患の業務起因性の判断基準

決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。別紙2）のとおりである。

(3) 被災者の労働時間について

ア 始業時刻

被災者は、所定始業時刻より前の午前7時13分頃にタイムカードを打刻しているが、被災者に急いで始業前に行う具体的な業務があったことや始業前に早出残業の指示が会社からされていたことなどは認められず、就業規定には始業時刻は午前8時と定められていることも併せ考慮すれば、決定書理由に説示するとおり、全員参加による朝礼開始時刻である午前7時50分を原則的な始業時刻とし、午前7時50分以前に取引先にメールを送っていることが確認できる場合は、その送信時刻を始業時刻とした監督署長の認定及び審査官の認定は妥当なものと判断する。

イ 休憩時間

請求人は、休憩時間が確保できていた事情は存在しないと主張しているが、D社長、E、Fはいずれも、被災者が2時間程度の休憩を取っていたと申述しており、また、被災者が立会いを行った工事現場の関係者も被災者は2時間程度の休憩を取っていたと述べているから、決定書理由に説示するとおり、被災者は、就業規定に定められているとおり1日2時間の休憩を取得していたとするのが妥当であるから、これと同旨の監督署長の認定及び審査官の認

定は妥当なものと判断する。

ウ 終業時刻

D社長によると、被災者は、職場で、夜間に間食しながら定期購読している漫画雑誌を愛読したり、インターネットを閲覧したり、私的な映像をDVDにコピーしていることがあったと述べている。また、同社長は、被災者は、午後4時頃に外出先から会社に戻っても、またどこかに出かけ、午後8時頃に会社に戻り、午後9時頃に帰宅することが多々あり、仕事をしている時には日報に具体的な内容が書かれるが、仕事をしていないと思われる時には、単に書類作成と書いていることが多かったと述べている。このように、被災者には、退社までの間に、必ずしも会社の業務に従事していたとは認められない時間がある。

そこで、監督署長は、就業規定に所定終業時刻は午後6時と定められているから、これを原則的な終業時刻とするが、営業日報、クラウドによる勤務記録、取引先と会社との距離などから、被災者が午後6時以降に業務を行っていることが確認できる場合は、その時刻を終業時刻として、被災者の労働時間を集計している。

そして、審査官は、監督署長の上記認定を基礎として、平成29年2月25日に工事現場からの帰社時間2分を加える補正を行い)、これを被災者の労働時間と認定しており、この審査官の認定は妥当なものと判断する。

エ 休日出勤

請求人は、被災者が請求人に対して帰宅する予定時刻をほぼ毎日メールしているから、特に記録のない休日については、この電子メールを基礎として労働時間を認定すべきである旨主張し、会社同僚も被災者が休日に会社にいたことが何度かあると述べている。

しかしながら、決定書理由に説示するとおり、被災者は休日出勤の報告を会社にしていないため、どのぐらいの時間、どのような業務をしていたかを裏付ける資料は、一件記録を精査しても見いだせない。

このため、監督署長は、取引先等の報告書や営業日により、休日に工事の立会いをしたことが明確な日に限り休日出勤をしたものと認定している。

そして、審査官は、監督署長の上記認定を基礎としつつ、再度D社長から聴取するなどして、被災者の勤務状況を確認し、平成28年11月19日及

び平成29年1月4日を休日とする修正を行っており、この審査官の認定は妥当なものと判断する。

オ 小 括

審査官が以上の認定に基づき作成した労働時間集計表は、客観的な資料に基づく合理的なものといえることができる。

(4) 異常な出来事について

本件疾病の発症直前から前日までの間においては、決定書理由に説示するとおり、被災者が業務上の異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(5) 短期間の過重業務について

被災者は、本件疾病発症前日の○年○月○日には午後10時まで勤務し、発症日である翌○月○日はいつもどおり午前7時11分に出勤している。また、被災者は、休日に工事の立会を行ったことから、本件疾病発症前1週間の時間外労働時間は36時間41分となっている。

したがって、被災者には平成29年3月4日のIオープンに向けて一定の業務負担があったと推測できるものの、決定書理由に説示するとおり、関係工事はほぼスケジュールどおりに進んでおり、毎日何時間もの残業をしなければならないほどの業務量があったとはいえないのみならず、不規則勤務や深夜勤務も認められないことに照らせば、発症直前からおおむね1週間の業務は、特に過重なものであったということとはできない。

(6) 長期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前1か月間の時間外労働時間は75時間31分であり、発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間をみると、最長で発症前3か月間が56時間20分であるから、発症の関連性が強いと評価される1か月当たりおおむね80時間には達していない。

そうすると、決定書理由に説示するとおり、本件疾病発症前1か月間ないし6か月間において、被災者が特に過重な業務に従事したということとはできない。

(7) 業務以外の要因（健康状態等）について

被災者は、平成27年12月3日実施の定期健康診断で血圧、中性脂肪、総コレステロールの異常を指摘されるとともに、20歳頃からの喫煙習慣があったことが認められ、また、平成28年9月5日からはG医療機関において、高脂血症に対する投薬治療を受けていた。

(8) 上記のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」はいずれも認められないから、被災者に発症した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月3日